

議第59号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

1 変更の趣旨

広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）が電算処理システムの機器更新に際して、経費負担の算定方法を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 変更の内容

広域連合の共通経費に充てる県内関係市町の負担金については、広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市行第66号）により均等割、高齢者人口割及び人口割により算定することとされています。

この度広域連合が電算処理システムの機器更新を行うに当たり関係市町に設置する情報連携用機器端末設置に係る経費について、関係市町の設置台数に応じた費用負担とするため、当該経費について、経費割とする規定を当該規約に追加するものです。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

5 新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第3（第17条関係）		別表第3（第17条関係）	
区 分	負担する割合又は額	区 分	負担する割合又は額
___ 共通経費 _____	均等割 100分の10 高齢者人口割 100分の50 人口割 100分の40	<u>1</u> 共通経費（ <u>2の項に掲げるものを除く。</u> ）	均等割 100分の10 高齢者人口割 100分の50 人口割 100分の40
		<u>2</u> 広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費のうち、規則で定める経費	経費割 100分の100
___ 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額	<u>3</u> 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額
___ 保険料その他の納付金	高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額	<u>4</u> 保険料その他の納付金	高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額
備考（略）		備考（略）	